



第8章 実現化の方途

1. 実現化するために
2. 実現化にむけて



1. 実現化するために

全体構想、地域別構想で、まちづくりを行うための都市計画の将来目標や、将来の土地利用の方針、道路、公園、公共施設などの整備方針等を設定しましたが、計画を実現するための実現化の基本方針、まちづくりの手法、まちづくりの体制について明らかにしていく必要があります。

1-1. 実現化の基本的な考え方

(1) 都市計画法による規制や誘導

都市計画マスタープランは、都市計画法の規制や誘導により、まちづくりを行っていく事が基本的な手法となっており、本町の将来像を実現化していくためにも道路・公園緑地整備などの都市計画事業を町の財政や状況を踏まえ、計画的に都市計画法を運用し本町の将来像を実現化していきます。

(2) 計画の見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後の本町の将来像を設定し、その実現に向かって土地利用の規制や誘導を長期に渡って行っていきますが、時代背景や社会情勢の変化に対応するため、計画の見直しを適宜に行っていきます。

- ・ 定期的な計画の見直しの方針
計画期間の中間年(概ね10年後)、総合計画など上位計画の改定時など
- ・ 不定期的な計画の見直しの方針
関連法律の改正、大規模プロジェクトの計画時など

(3) 効率のよいまちづくり

人口の減少や公共事業などが低迷している現状において、今後のまちづくりは社会情勢や財政状況を見据えて行っていきます。

- ・ 市民のニーズや公共整備の重要度など事業の必要性や整備手法の検討
- ・ 費用対効果を十分に検証した整備

(4) いろいろな視点からのまちづくり

都市施設の整備などハード面の計画も必要ですが、今後は既存の都市基盤を活かした地域や地区ごとの拠点づくりなどをソフト面からも考え、ソフトとハードの両面から事業の必要性を検討していきます。

1-2. まちづくりの手法

(1) 町民と行政の協働のまちづくり

第7次白糠町総合計画の役割の一つに「協働のまちづくり」として、本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく町民に示し、すべての町民がまちづくりに参画・協働するための、まちづくりの共通目標であるとうたっていることから、今後のまちづくりは町民と行政が信頼を持って協力、協働する関係を築いていくことが必要です。

- ・町民と行政がそれぞれのまちづくり意識を共有
- ・町民の参加及び参画の場の確立

1-3. まちづくりの体制

(1) 町民と行政の役割

快適で暮らしやすい町にしたいと思う事は町民も行政も一緒に、町民は普段の生活の中から利便性や快適性の向上のための素朴な意見を言い、行政はその実現に向けて努力する義務があり、実現できなければその理由を町民にしっかりと答えていく必要があります。

今後は、このような仕組みの確立と、まちづくりを推進する体制づくりを検討します。

(2) 行政内の体制の充実

都市計画マスタープランの施策によりまちづくりを行うためには、行政内部の検討及び調整が必要となることから、計画の効果的な実現に向けて関係各課との連絡や連携をより一層強化していきます。

(3) 公的機関との体制の充実

都市計画マスタープランの施策によりまちづくりを行うにあたって、国や北海道など公的機関との調整や協議が必要な場合があることから、関係機関への協力や調整を行っていきます。

2. 計画の実現にむけて

白糠町都市計画マスタープランにおいては、都市計画としての取り組みだけでなく、町民のいろいろな意見を参考に、その実現に向けては、関係機関と町民との連携や協力が必要です。

